

— (17-13) —

御見聞き合せ候延、口不思議の事に候。卷  
す神城下前庭能き事、御普請銀借用、  
御普請銀借用、<sup>塔頭</sup>申さざる事、又小庄屋へ  
度々口言を以てせし玉る事ども、誠ニ氏神  
より御普請料に下され候事と覺え候。  
仍つて、御普請入用不足分走貰目引取り、  
又村中男代老人前四枚べつ當り候。其外小  
買中余銀<sup>金</sup>助用に相成り候事實元候。又小買  
中銀より、大齋老対奉納これあり候。

(註) 以上は、載

俗に言う、鯨一頭上がれ日七浦うるおう、と。節參上  
間近、神社の改築費の調達に用ひ果てていだと云ふに、  
天の典元力によは生きた大鯨が、寸ぐ目も先の屋形島に  
あがつたので、これほ驚喜せざると得なかつた。  
鯨の切身は、まず浦中の台所と旅やかにしたであらう  
し、又小賣人の手によつて、近くの浦々に売つきばかれ  
たことであらう。幸い旧暦の十二月、寒中であるから岐  
を越して堅田から城下までも運ばれて、こゝ年暮歳大  
のニユースとして、かなり良縁もへいて評判されたこと  
で有スう。

名があつたり、鯨の墓と呼ばれる古墓があつたと云ふ。そ  
の中には、死んだ鯨が覆着して、その始末に困つたと  
いう伝承もある。この屋形島の鯨の場合、活きた鯨で、  
若し漁師達が千載一遇とばかり、血をたぎらして左きき  
殺した光景が、目に見えぬようである。

おりに、足田社家の記録は目で見るようになつて、生き生  
と書かれてあつて實に面白いが、詳細をつくしていな  
が、<sup>家</sup>神社記録である以上当然のこと、しかし貴重な資料  
である。

(おわり)

〔随想〕

わが故郷の「元田誌」の編さんへ當つて

会員 市野瀬 仁

今年の正月に、私は自邪をこじらせて、二週間ばかり  
寝こんでしまつた。少し気分がよくなつたころ、今年の  
研究テーマを考えた結果、「市野瀬」という名字について  
調べることにした。少しきみがよくなつたころ、今年の  
私の生まれた弥生町大字大坂木字元田には、戸数四十  
二軒の中、市野瀬の姓が十一軒もある。市野瀬の姓は全  
國的にも珍らしく、大分県内にしてもこれぐらいまとま  
つてある所を私は知らない。

私の家は、市野瀬という大庄屋(市野瀬文雄氏の祖宅)の敷  
地の一部にあつて、六十年前、川一へだて左作、原と  
いう所から転居した。名字の大庄屋の市野瀬にならつて、  
つけたものに違ひぬ、そうである。

ところで、この大庄屋の市野瀬家(旧役と呼んでいたが、今  
東で残けて今はない)から四百石ほど離れた広瀬、という所に、  
同じく市野瀬(市野瀬保彦氏宅)という旧家がある。この  
家も大庄屋であつたと言ひ伝えられており、兩家とも系  
団と資料が残つてゐる。殘念なことに、旧役と呼ばれる  
市野瀬家の墓地は、崖崩れのため一部しか残つていまい  
が、広瀬の市野瀬家の方には、歴代の祖先の名前の刻まれた墓が残つてゐる。

兩家がどんな関係であつたかは別として、市野瀬の名  
字の由来を探るには、兩家の資料を調べることから出発

しないではならないことが分つたので、佐伯市内に住んでいた。私は、自體の度々元田へ実家へ帰ることが多くなった。

ある日のこと、父は、「もしも年をとつて弱つて死んでしまう。かならず原稿も集まつていが、一つお折がわしの代りにやつてくれんか。」と言うのである。

それから二ヶ月程たつた。この仕事は、小さな小字の歴史を編さんするのであるが、その意義は極めて大きいことを私は感じとり、引受けることを父に返答した。

父は心から喜んだようだつた。父から受け取った鞆の中には、貴重な原稿がいくつか入つていて。私が故郷の「元田」を離れてかれこれ二十年になる。頗るよく知つてゐる明治生まれの村人の書いた筆蹟をたどつて読んでいくうちに、望郷の念がこみ上げてくるのを押えることができなかつた。

原稿の中に、次のよつた記録があつた。父の筆跡である。

### 記録担任決定

昭和四十九年十月十九日決定

一、元田誌年表  
一、元田誌年表  
一、荒木奥井有分割について（森林組合調）

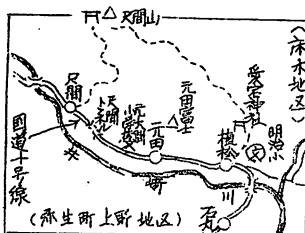
川野左喜光

一、荒木谷砂防と流通溝について  
一、元田の火災について

大石正夫

一、元田水路と水揚場設置について  
一、元田の災害情況と復旧について  
一、元田天神の由来と現在  
一、神武さん

一、秋浦の由来  
一、荒川　主　税　喜　泉　已　一  
一、荒川　主　税　喜　泉　已　一  
一、荒川　主　税　喜　泉　已　一  
一、荒川　主　税　喜　泉　已　一



### 一、火伏様のこと

市野瀬 保考

一、政治行政上の役員名簿  
一、出征へ戦事へ者名簿

市野瀬 善之

一、道路の変せん  
一、河川の変せん

一、伝染病のこと

一、水道のこと

### 一、火伏様のこと

市野瀬 善之

以上のことから大体の事情がつかめたので、さっそく両市野瀬の資料を調べ、家人や村の古老の聞き取りを始めた。その後元田部落の墓地を歩いてみたり、無形文化財となつた荒川主税氏に伝わる杖踊りに聞する古文書を見せてもらつたりして、少しづつ調査を進めてきた。

六月一日の夜、父は、私が代つてお手伝いすることを村人に報告するため、私の家に集まってもらつよう連絡した。その夜、久方ぶりに、なつかしく村人にお会いして、談笑の中で貴重な昔話をたくさん聞かれただ。

例えは、部屋の戸数や家屋のこと、川向こうの山麓に水路があつたのではないかという話や、高札場のあつた所、大岩のこと、旧役の松のこと等。話をはずんで夜も十一時を過ぎたので、次の会合と期してお別れをした。

私は十吉の深夜の国道を自転車で帰つたが、会談の内容を理解しているうちに、佐伯市のわが家へ着いた。

「元田誌」の編さんには、向こう二年間はかかると思つてゐるが、この部落は大庄屋があつたことや、県の無

形文化財があることを初めとして、貴重な史料がまた沢山積んでいよいようで、これを発掘することを楽し及ぼしている。

調査が進むにつれ、この紙面にての都度発表させていたたくつて、会員の卒直なご意見と、ご批判と期待していふる次第である。

(おあり)

調査・記録

床木部落共有林(二)

会員 泥谷捨夫

| その経営の移り変わり |

床木部落の定例総会は、毎年旧正月の十六日(今ま一月十六日)に開きます。正副議長各一名、書記一名、議事録署名委員四名を作り、住民の三分の二以上の出席を確かなめ、議長開会を宣する本格的な会議であります。何故かくも厳格になつたのか。それとも、各種役員の選出、もろもろの行事の協議もあるが、大正初期より、伐期到来の造林分移林、それに自然成長の松林、雑木林等の売却や、積立金の支出や配分など、金銭にかかる重要な問題を協議決定するからであります。

大正十二年、時の郡長某が、今上天皇御成婚記念として、床木の共有林の内五十五町歩を、明治村の共有林に提供せよと、強へ申込みがあつたが、床木住民の猛反対で、立消えになつたことがあります。

床木住民も共有林からの「累実」の配分にあずかる力

で、そのかわりに年によつて多少のちがいはあるが、年間七日から十日程度の、植込み、育植、下伐り手入等の出夫があり、大へんでした。

しかしまだ樂しみもありました。作業最終日は、二三名の女子き、午後早め下山から帰れし、準備をさせます。上戸には焼酎に干魚など、その他一般の者に及ぜんざいや菓子など、沢山用意して山下への空腹を接待して、その勞をねぎらうのが毎年の例であります。勿論費用は共有の積立金を当てます。その積立金も、床木全戸分と各組別の分があり、作業区分によつて支出も別です。

昭和十九年に、中尾の自然造林の松と、某製紙会社に売却しましたが、その搬出にはワイヤーロープによる架線で、山越えの搬出のその労苦は大へんでした。見えぬ谷筋で荷役し、途中の高低、カーブも平気で、スイスイと道路まで、しかもトラックへの積込台上へヒタリで、その能率的な作業ぶりを、床木の人達多數が見物に行つた程です。これではどんな奥山でも造林しようと、大いに造林意欲を盛り上げたものです。

昭和二十二年、自治法の改正があり、昭和二十九年四月二十日村議会の改賛を経て、村長から管理権の移譲を受け、管理者は時の主任組長(床木区長)が代表者となりました。

この年一月十六日の定例総会で、是までの「何某外何名」式の共有地名を、この機に全面連名登記の共有地として登記し、後記の五種地を四分五分割し、専大有造林原野を、逐次造林するよう決議しております。

で日、床木区の経営管理している部落共有林は、どのように種別され、どのように分担管理されてゐるかを述べて見ましょう。